

閱覽用

令和2年4月17日

## 第4回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

## 第4回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年4月17日(金) 午後3時03分から午後4時17分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員 (17名)

1番 野地 太郎

2番 野地 さよ子

3番 武藤 善朗

4番 佐藤 勝則

5番 松本 太

6番 齋藤 弘美

~~7番 根本 信康~~

8番 安齋 喜八

9番 武藤 一夫

10番 馬場 利正

11番 武藤 栄利

~~12番 中山 博之~~

13番 安齋 栄

14番 菅野 一紀

15番 佐藤 孝志

16番 三浦 喜周

17番 佐藤 信喜智

18番 菅野 保治

19番 奥平 貢市

農地利用最適化推進委員 (0名)

なし

4 欠席委員

農業委員(2名)

7番 根本 信康 委員、12番 中山 博之 委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第28号 現況確認証明申請について
- 第5 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 第6 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第9 議案第33号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
- 第10 議案第34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
- 第11 議案第35号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について

#### 7 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦一弘      農地係長 野地 通      農地係 遊佐真理

農地係 長谷川拓也

#### 8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長      これより、令和2年第4回二本松市農業委員会を開

会いたします。

(宣告 午後3時03分)

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、17名で、定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

なお、本日の総会に際し、農地利用最適化推進委員の出席を求めておりませんので、併せて報告いたします。

本日、7番根本信康農業委員、12番中山博之委員から、欠席の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 それでは、8番安齋喜八委員、9番武藤一夫委員の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、会議書記の指名、会議書記には、事務局職員・野地通君と遊佐真

理さんを任命します。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に、議案の審査に入る前に、議案の取り下げについて、事務局より説明いたさせます。

事務局 議案の一部削除についてご説明いたします。

議案書9ページから10ページをご覧ください。

議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号8及び9について、4月15日に申請人より取下願出書の提出がありましたので、削除をお願いいたします。

取り下げの理由は、当該農地の隣接地権者間で農地改良行為の施工方法について意見の相違があり、申請を取り下げることです。

今後、農地改良行為の施工方法の調整を行い合意した後、再度、3条申請したいとあります。

以上説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第4、議案第28号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第28号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年4月17日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・[REDACTED]ほか2筆、登記地目・畑、現況地目・山林、面積・2,698㎡、所有者・[REDACTED]、非農地の事由・令和元年に相続により取得しましたが、取得以前より耕作しない状態が続いており荒廃化したものであります。

番号2、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・畑、面積・347㎡、所有者・[REDACTED]、非農地の事由・今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。なお、周辺の土地を含め花卉栽培に利用され、維持管理もされていることから、当該地の非農地化が周辺農地の営農に影響を及ぼすおそれがあると判断されるため、二本松市農業委員会非農地判断基準を満たしていないと判断されるものであります。

番号3、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・田、現況地目・原野、面積・1,951㎡、所有者・[REDACTED]、非農地の事由・15年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため雑木等が繁殖し、荒廃化したものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（佐藤勝則）委員 議案第28号の1番2番につきまして現況確認調査の内容を報告をいたします。

3月30日に、私と松本推進委員、平推進委員、並びに事務局より遠藤事務局長、長谷川君、増田君の6名で現地を確認して参りました。1番につきましては、本来であれば、まるっきり畑に再生するのは困難ということで確認して参りました。2番につきましては、大変悩ましい畑でありまして、XXXXXXXXXXさんの親が花卉栽培のために桜を栽培しておりまして、その桜は数年経っているのかな、だいぶ太くなっているのですけども、周りの地権者が花卉栽培をやっておりまして、きれいに管理されているということでありまして、今回につきましては現況畑ということで、現地を確認して参りました。以上ですので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

2番（野地さよ子）委員 議案第28号3番について調査報告いたします。

4月2日、10時よりXXXXXXXXXX現地において事務局長谷川さん、遊佐さん、野地太郎さん、佐藤孝さんと私で現地調査をいたしました。数年、耕作しておらず、雑木等が繁殖して荒廃化したもので、やむを得ず許可相当と考えられます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

議案第28号について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 ないようですので、議案第28号については、1と3と2に分けて採決いたします。

議案第28号1及び3について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第28号1及び3について原案のとおり判定することに決定いたしました。

次に、議案第28号2について、農地と判定し非農地証明をしないことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第28号2については農地と判定し、非農地証明をしないことに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。



農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和2年4月17日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、当初計画者・[REDACTED]、議案第30号10と同一事業となります。当初許可年月日・平成13年3月12日付け福島県指令北農林第5041号、変更理由・譲渡人は当初住宅建築を計画しましたが、子の学校の都合や親の介護の関係もあることから事業を断念し、譲受人が買受けて農地として利用します。

番号2、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、当初許可年月日・平成31年3月26日付け二本松市指令農委第63号、変更許可年月日・令和元年12月25日付け二本松市指令農委第250号、変更理由・県発注事業である道路改良工事の工期延長に伴い、一時転用の期間を延長します。

議案書5ページから6ページにかけてご覧いただけます。

番号3、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、当初許可年月日・令和2年1月23日付け二本松市指令農委第11号、変更理由・県発注事業である河川改良工事の工期延長に伴い、一時転用の期間を延長します。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　　以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

1番（野地太郎）委員　　議案第29号1番について確認の報告をいたします。

4月12日に、■■■■さん、■■■■さんに電話で申し訳ないのですが、遠いので電話で確認をいたしました。間違いないということで両方の確認をしました。この議案は、議案30号の10と同一事業なので後でまた出てくると思います。自分としては農地として使っていただけるのでありがたいということで、みなさまのご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

16番（三浦喜周）委員　　2番についてご説明申し上げます。

この件は昨年の12月に、4月30日までで1回変更して、その後また変更するんだということで、それについて確認をとりました。■■■■さんは今、この場所は、■■■■の工事は休んでおりまして、■■■■のどこかをやっております。その理由というのは、県の方の都合でそういうことになっているということで確認をしておりますのでご報告申し上げます。以上です。

3番（武藤善朗）委員　　議案第29号番号3について調査内容を報告いたします。

4月13日に、佐藤推進委員と共に貸付人の■■■■さん、他に4名で■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんがおりますが、相続人代表の■■■■さんからお話を聞きました。同じく貸付人の■■■■さんからは、電話で確認をいたしました。間違いないとのことでした。借受人の■■■■で

ありますが、担当の■■■さんから現地にて聞き取り調査を行いました。内容は事務局説明の通りであります。調査の結果ですが、許可可能と考えました。

ご審議よろしくお願ひします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第29号1から3について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第29号1から3については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、日程第6、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第30号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年4月17日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、番号2につきましては、申請人・[ ]と[ ]、申請人・[ ]と[ ]は、自作地をそれぞれ交換により所有権移転するものであります。

番号3につきましては、貸付人・[ ]は経営移譲年金受給のため、借受人・[ ]は農業経営継承のため、申請地に使用貸借権を設定するものであります。

議案書8ページをご覧ください。

番号4から番号5につきましては、申請事由が同じでありますので一括説明いたします。

番号4、貸付人・[ ]、番号5、譲渡人・[ ]は相手側要望のため、番号4、借受人・[ ]、番号5、譲受人・[ ]は経営規模拡大のため、番号4については申請地に賃借権を設定、番号5については申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号6から番号7につきましては、申請事由が同じでありますので一括説明いたします。

番号6、譲渡人・[ ]、番号7、貸付人・[ ]は相手側要望のため、番号6、番号7、譲受人・借受人・[ ]は新規就農のため、番号6につきましては申請地を売買により所有権移転、番号7につきましては使用貸借権を設定するものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号10から番号12につきましては、申請事由が同じでありますので一括説明いたします。

番号10、譲渡人・[REDACTED]、番号11、譲渡人・[REDACTED]、番号12、譲渡人・[REDACTED]は相手側要望のため、番号10、譲受人・[REDACTED]、番号11、譲受人・[REDACTED]、番号12、譲受人・[REDACTED]は経営規模拡大のため、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号13につきましては、譲渡人・[REDACTED]は農業経営移譲のため、譲受人・[REDACTED]は農業経営継承のため、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

10番（馬場利正）委員 10番、馬場です。

4月11日、伊藤推進委員、それから譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、この2人は交換の移転ということで、内容については事務局説明の通りであります。面積に互い違いはありますが、お互い納得しての話でありましたので、許可相当と思われます。

次に、議案30号3番ですが、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんは親子であり、農業者年金の関係から昨年8月以降より農地転用というものがあまして、

このようなものになっております。問題はないものと思います。ご審議のほど  
よろしく申し上げます。

6番（齋藤弘美）委員 議案第30号番号4について調査内容を報告いたし  
ます。

4月11日、貸付人・[ ]さん及び貸受人・[ ]さんから内容を聞き  
取り、推進委員・安齋浩一さんと共に、現地調査を行いました。内容は事務局  
説明の通りです。調査の結果、特に問題ないため許可相当と考えますので、ご  
審議よろしく申し上げます。以上です。

4番（佐藤勝則）委員 議案第30号5番につきまして調査内容をご報告い  
たします。

4月14日夕方6時から、大平の松本推進委員と共に、[ ]さん本人と  
お話しし現地を確認いたしました。譲渡人の[ ]さんは、[ ]さん家の  
上にご両親が住んでいたんですけれども、両親が亡くなりまして、今、空き家  
となっております。それで農地を全部、[ ]さんをお願いしたいというこ  
とで今回の申請内容になったということで、何ら問題なく許可相当と思われま  
すので、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

15番（佐藤孝志）委員 議案第30号番号6の案件について調査結果のご  
報告をいたします。

4月10日、18時30分に[ ]さん宅に電話をいたしまして、確認し  
ましたところ、議案書の内容に間違いがないということを確認いたしました。そ

の後、4月13日に譲受人の[ ]さんのお宅におじゃまをいたしまして、内容を確かめましたところ間違いはないということで、あと、この案件につきましては、隣接する山林、これも同時に買ったというようなことを聞いております。その辺につきましては隣接したところの山林の土をとってあったために、自分の会社で持っておられる倉庫に泥水とか、崩落の危険が考えられるので、そこまで求めたというようなお話を受けました。この後に、もしその土地の土を出したいとか何かしたいのであれば農地改良行為で、それから一時転用なり、その状況によって事務局に相談をして出していただければと申し添えておきました。現地は、4月14日には大内信一推進委員と共に現地を確認しました。内容については間違いはないということでございます。

それから、番号7、この案件につきましては、貸付人の[ ]さん、この方には、4月11日に電話で確かめましたところ間違いはないということでございます。それから、借受人の[ ]さんにつきましては、番号6と同じように4月13日に行いまして、内容を確かめました。間違いはないということでございます。現地につきましては、4月14日に大内信一推進委員と共に現地を訪れて調査しましたところ、何ら問題はないということのご報告を申し上げます。以上でございます。

1番(野地太郎)委員 先ほど29号の方で説明いたしました。同じでございますが、推進委員の堀川さんと2人で調査した結果なのですが、事務局説明の通りでございます。今は雑草ですが、全部畑にして使いたいということであり

ますので、何ら問題ないと思います。みなさんのご審議よろしくお願ひいたします。

8番（安齋喜八）委員 議案第30号11番について調査内容をご報告申し上げます。

4月11日、佐久間敏推進委員と■■■■さん、■■■■さんの4名で現地確認しました。現地は、狭い場所にあります。ちょうど■■■■さんの農地の真ん中にありまして、これでは耕作できないんだということで、無収入ということで特に問題ない。現在、作っていないんですが、■■■■さんが耕作するということでいいんじゃないかと、特に問題ございませんので、みなさんのご審議よろしくお願ひします。以上です。

16番（三浦喜周）委員 12番についてご説明申し上げます。

4月11日に確認をいたしました。すでに買っているんだというようなことでございます。本当はうまくないんですが、正直に白状したので、確認をとる必要はないのかなあと考えて参りました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

18番（菅野保治）委員 議案第30号番号13について調査内容を報告します。

4月12日の午後3時より佐藤推進委員と譲渡人の■■■■さん、また譲受人の■■■■さんとは親子であるので、■■■■さんは今、市営アパートに住んでおるわけですが、実家の方で話を伺って参りました。それで、この畑がすべ



て見て回ったのですが、きれいに作付けされており、許可適当であると判断いたしましたので、みなさんのご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問意見ございませんか。はい、馬場利正委員。

10番（馬場利正）委員 番号6、7の件についてなのですが、確かに30アール以上で条件は満たしているのだと思いますが、この方はどういう農業経営をするつもりで買ったのか、あるいは、将来に渡って農地を転用する考えをもった中でなのか、その辺は確認したのでしょうか。

議長（奥平貢市）会長 はい、では事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、馬場委員からのご質問に対する回答を申し上げます。

こちらにつきましては、新規就農ということで、下限面積30アールの条件を満たしているということでございます。営農計画の方を見ますと、地元協力者もおりまして、XXXXXXXXXXさんという方から指導協力を得ながら営農を行うということであります。作付け作物については、水稻及び野菜ということで、1.5反部の田んぼと2反部余りの野菜を作付けしたいという営農計画書でございます。なお、作付け作物は主に大豆ということでございます。

なお、お質しの中にありました将来的な転用の意思の確認につきましては、営農計画を出していただいた段階で、基本的にはずっと営農をされるという事

が前提となりますので、新規就農の方に何年か後に転用をされますかという事は伺っておりません。以上でございます。

議長（奥平貢市）会長 野地係長でした。

はい、その他、質問・意見ございませんか。

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第30号1から13について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第30号1から13については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案31号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第31号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めらる。

令和2年4月17日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、申請人・XXXXXXXXXX、請負農作業の増加に伴い作業機器の増設や作業スペースの拡大が必要となったため申請地に計画します。汚水の発生はありま

せん。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号2、申請人・[REDACTED]、事後申請となります。平成7年頃に物置として建築し使用していた物置が、違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号3、申請人・[REDACTED]、住宅の建替えに伴い、現在の宅地へ建設が不可能であることが判明したため申請地に住宅建築を計画するものであります。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

15番（佐藤孝志）委員 議案第31号番号1について現地調査のご報告をいたします。

4月10日、[REDACTED]さんに電話しまして都合の確認をいたしました。その結果4月14日、大内信一推進委員と共に、現地に[REDACTED]さん家のすぐ脇な

んですが、そこに伺いまして書類と現況確認をしていただきました。結果、何ら問題ないと判断いたしました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。  
以上です。

1番（野地太郎）委員 議案第31号の2、3について確認のご報告をいたします。

4月12日に推進委員の堀川英二さんと現地を確認いたしました。内容については、事務局説明の通りであります。今回2番の方ですか、顛末書が提出されております。本人が、住宅を建てるにあたって気が付いたということで大変申し訳なかったという顛末書が届いております。以上で何ら問題ないと思判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 ないようですので、採決いたします。

議案第31号1から3について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第31号1から3について

は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書13ページをご覧ください。

議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め  
る。

令和2年4月17日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、譲渡人・XXXXXXXXXX、譲受人・XXXXXXXXXX、譲受人は借家に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し既設側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるもの  
あります。

番号2、貸付人・XXXXXXXXXX、借受人・XXXXXXXXXX、一時転用となります。住宅建設に伴い既設側溝に接続し排水するため申請地に汚水管理設を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低い  
その他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号3、譲渡人・XXXXXXXXXX、譲受人・XXXXXXXXXX、事後申請となります。昭和63年より使用していた車庫及び通路が違反転用状態であることが判明したた

め申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

議案書14ページをご覧ください。

番号4、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、自宅のリフォームに伴う宅地保全のために、また、稼業である自動車板金業の車両置き場が不足しているため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号5、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、園児たちが屋外で体を動かせる施設が不足しているため、申請地に運動広場、体験広場を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号6、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、事後申請となります。約20年前から使用している車庫及び資材置場等が、違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

10番（馬場利正）委員 議案第32号1について調査内容をご報告いたします。

14日、私と伊藤金志委員、それから譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■さんの代理人・■■■■さんの4人で現地確認をいたしました。現地は、すでに宅地が広がっており、排水も近くに設置してありますことから許可出来るものと判断いたしました。審議の程よろしく申し上げます。

6番（齋藤弘美）委員 議案第32号番号2について調査内容をご報告いたします。

4月11日に、貸付人の■■■■さんと借受人の■■■■さんから内容を聞き取り、推進委員の安齋浩一さんと共に現地調査を行いました。内容は、事務局説明の通りです。調査の結果、排水管埋設工事のための一時転用で、特に問題はないため許可相当と考えるので、ご審議よろしく申し上げます。

4番（佐藤勝則）委員 議案第32号3番、4番について調査内容をご報告いたします。

14日の夕方5時半から松本推進委員とともに、譲渡人の■■■■さん並びに譲受人の■■■■さんの住宅で聞き取り調査並びに現地調査をいたしました。これは事後申請ということで、今回、■■■■さんが住宅新設にあたり測量を入れたところ、進入路と車庫が農地になっていたということで顛末書が出ておりま

して、尚、今後も使用していきたいとの顛末書も出ておりますので、やむを得ず許可相当と思われます。

続きまして4番、これも同一人物の議案になりまして、今回、住宅のすぐ目の前に■■■■さんの畑がありまして、これも併せて転用を行いたいということで、何ら問題なく許可相当と思われますので、皆さんのご審議よろしく願います。

13番（安齋 栄）委員 議案第32号番号5について調査内容をご報告いたします。

去る14日午後、推進委員の遊佐一夫氏と共に貸付人の■■■■さん、借受人の■■■■氏に現地にて聞き取り及びに説明を受けました。内容は事務局説明の通りです。運動広場ということで、隣地等にも問題なく、許可相当と判断いたしました。皆さんのご審議よろしく願います。以上です。

8番（安齋喜八）委員 議案第32号の6番についてご説明申し上げます。

去る4月11日、佐久間敏推進委員と共に現地を確認しました。20年前から使用しているんだと、その頃、ちょうど国道4号線の改良工事があった、その前から借地として使っていたらしいんですね、■■■■さんが。一部買収になってそのまま使っていたということで、今回、顛末書も出ておりまして、やむを得ないかなと思いましたが、皆さんのご審議よろしく願います。以上です。



議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これにより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。質問ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 ないようですので、採決いたします。

議案第32号1から6について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第32号1から6については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第9、第33号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページをご覧ください。

議案第33号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）。

業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年4月17日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、4月30日を予定しております。農地流動化の状況について、

議案書 35 ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区 32 筆 75, 408㎡、安達地区 64 筆 94, 441.1㎡、岩代地区 13 筆 15, 227㎡、東和地区 37 筆 27, 645㎡、合計 146 筆 212, 721.1㎡の計画内容でございます。なお、説明は新規設定の 8 件について申し上げます。

議案書 17 ページをご覧ください。

番号 7、3 筆、地目・田、面積・2, 796㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、設定を受ける者・XXXXXXXXXX、期間・5 年、使用貸借。

議案書 18 ページをご覧ください。

番号 9、4 筆、地目・田、面積・5, 000㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、設定を受ける者・XXXXXXXXXX、期間・5 年、使用貸借。

番号 10、3 筆、地目・田、面積・4, 909㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、設定を受ける者・XXXXXXXXXX、期間・5 年、使用貸借。

議案書 23 ページから 24 ページにかけてをご覧ください。

番号 19、7 筆、地目・田、面積・11, 845㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、設定を受ける者・XXXXXXXXXX、期間・10 年、賃借料は 10 アール当たり年間 XXXXXXXXXX 円。

議案書 30 ページをご覧ください。

番号 29、7 筆、地目・田、面積・2, 761㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、農地の名義人は XXXXXXXXXX、設定を受ける者・XXXXXXXXXX、期間・10 年、使

用貸借。

番号30から議案書32ページの番号31までの2件については、農地中間管理機構への利用権設定となります。設定を受ける者は、国から農地中間管理機構として県内で唯一承認を受けている「公益財団法人福島県農業振興公社 理事長 佐藤清丸」となりますので、設定を受ける者以外の部分についてのみ朗読説明させていただきます。

番号30、8筆、地目・畑、面積・12,458㎡、設定する者・

、期間・10年8ヶ月、使用貸借。

議案書32ページをご覧ください。

番号31、2筆、地目・田、面積・3,449㎡、設定する者・

期間・10年8ヶ月、使用貸借。

番号32、5筆、地目・田、面積・2,015㎡、設定する者・

設定を受ける者・、期間・10年、賃借料は10アール当たり年間  
円。

利用権設定の番号1から32の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第33号1から32について原案のとおり承認することに賛成の委員は  
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第33号1から32につい  
ては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第34号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地  
利用集積計画の承認について所有権移転」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書33ページをご覧ください。

議案第34号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に  
ついて（所有権移転）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積  
計画の決定について意見を求める。

令和2年4月17日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、4月30日を予定しております。農地流動化の状況について、  
議案書35ページをご覧ください。

今回の所有権移転内容につきましては、二本松地区11筆13, 238㎡の  
計画内容でございます。

議案書 33 ページをご覧ください。

番号 1、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、譲受人は経営規模拡大のため申請地を贈与により所有権移転するものであります。所有権移転の番号 1 の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 34 号について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第 34 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第 11、議案第 35 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 36 ページをご覧ください。

議案第35号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求める。

令和2年4月17日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の議案は先程の議案第33号で決定をいただきました農地中間管理機構である福島県農業振興公社と番号1が[REDACTED]、番号2が[REDACTED]との間で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、市で農用地利用配分計画案の作成を行い、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

はい、武藤一夫委員。

9番（武藤一夫）委員 参考までに聞きたいのですが、[REDACTED]さんは旦那さんがおられるのですが、旦那さん名義にならなかったのは、何かしら理由があったのですか。

議長（奥平貢市）会長 はい、事務局ご答弁をお願いします。

議長（奥平貢市）会長 暫時休議いたします。

(午後4時08分 休議)

(午後4時12分 再開)

議長(奥平貢市)会長 それでは再開いたします。

事務局の答弁をお願いいたします。

事務局 先ほど9番武藤委員にお質いただきました件に回答いたします。

こちらにつきましては、XXXXXXXXXXさん、借受人になられる方が認定農業者の認定を受けていらっしゃるようで、認定農業者ということで申請をいただいております。認定農業者の認定を受けている奥様の名義で申請をいただきまして、今回の議案になったものであります。以上です。

議長(奥平貢市)会長 よろしいですか。

その他、ご質問、ご意見ございませんか。

議案第35号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長(奥平貢市)会長 賛成多数ですので、議案第35号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長(奥平貢市)会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和2年第4回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午後4時17分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和2年4月17日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署名委員 安齋 喜八

署名委員 武藤 一夫